

大阪医科大学動物実験委員会規程

(昭和63年10月19日施行)

第1条 大阪医科大学は、大阪医科大学動物実験規程（以下、「規程」という。）の適正な運用を図るため動物実験委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 動物実験を行う医学部の教授（専門教授及び特別任命教員教授を含む。）、准教授（診療准教授を含む。）からそれぞれ2名、看護学部の教授、准教授からそれぞれ1名
 - (2) 動物実験を行わない医学部の教授（専門教授及び特別任命教員教授を含む。）若しくは准教授（診療准教授を含む。）の中から1名、看護学部の教授若しくは准教授の中から1名以上
 - (3) 実験動物部門利用者会議長
 - (4) 実験動物管理者
 - (5) 実験動物部門長
 - (6) 事務部門部長又は課長
 - (7) 前号に掲げる者の他、学長が必要と認めた学識経験者 若干名
- 2 前項1号及び2号の委員は、学長と動物実験委員会の合議により、3号から6号の委員は、職指定により、7号の委員は、学長の推薦により選出され、医学部及び看護学部で教授の承認を得る。職指定の委員を除き、その任期は6月1日から2年とし、再任を妨げない。ただし、通算2期を越えることはできない。
- 3 委員に欠員が生じた場合、前項の選出方法により後任を選出し、医学部及び看護学部で教授会の承認を得る。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

第4条 委員会は、委員の過半数の出席（委任状を含む。）により議事を開く。

- 2 採決を要するときは出席委員の過半数の賛否によって決し、可否同数のときは議長が決する。

第5条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画が動物実験等に関する法令及び規程に適合しているかについて審査し、学長に報告すること。
- (2) 実験動物の飼養・保管及び実験実施について、管理者又は所属長から提出された飼養保管施設設置承認申請書及び実験室設置承認申請書に基づき、視察・審査し、学長にその可否を報告すること。

- (3) 学長に報告された動物実験計画実施の結果について、必要に応じ助言を行うこと。
- (4) 学長の諮問に応じ、又は学長に意見を具申するため、動物実験に関する重要事項について審議すること。
- (5) その他、規程の適正な運用を図ること。

第6条 委員会に関する事務は、実験動物部門が行う。

第7条 この規程に定めるものの他、委員会に関して必要な事項は、両学部教授会の議を経て学長が別に定める。

第8条 この規程の改正は、両学部教授会及び担当理事運営会議の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規程は、昭和63年10月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年6月1日から施行する。ただし、大学院研究科との関連については今後見直すことがある。

附 則

この改正は、平成27年11月1日から施行する。